

事務連絡
平成11年9月20日

各都道府県教育委員会施設主管課 殿

文部省教育助成局施設助成課

公立学校施設のインターナショナルスクール等の
外国人学校への転用に係る財産処分について

公立学校施設の財産処分については、平成9年11月20日付文教施第87号「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」（以下、「承認通知」という。）により、取り扱いいただいているところですが、先般、対日投資会議専門部会報告（平成11年4月23日）において、対日投資をより促進するため「廃校となった公立学校等の公有財産をインターナショナル・スクールに転用しやすくする。」とされたこと等を受けて、このことについて、今後、下記のように取り扱うこととしましたので、貴区域内の市区町村に周知を図るようお願いいたします。

記

1 納付金の国庫への納付を要さないものとする範囲

市町村等が廃校となった公立学校の施設等（国庫補助金を受けて整備したもの）を学校法人又は準学校法人（私立学校法第64条第4項で規定する法人）が設置する、専修学校及び各種学校（インターナショナル・スクール等を含む）に無償で貸与する場合

2 承認通知の根拠

承認通知2（2）④その他文部大臣が特に認める場合

（承認通知2（2）②ウに準ずるものとして認めることとする）

担 当

文部省教育助成局施設助成課
振興地域係